

事故の型別にみた車両系荷役運搬機械による死亡災害事例 (令和5年発生分)

■車両系荷役運搬機械

01. 墜落・転落

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
1	4	12～14	製造業	フォークリフト	トレーラー荷台上で作業していたリーチフォークリフトごと、荷台から転落した。
2	5	14～16	道路貨物運送業	フォークリフト	2t車運転者が配送を終え帰社し、荷台の空パレットを出すための1.5tリーチ式フォークリフトを2t車脇まで運転して移動の際、プラットフォームからの下りスロープを後進中、同車が脱輪し35cm下の地面に落ちて倒れ、頭が同車ヘッドガードの下敷きとなった。
3	5	12～14	商業	フォークリフト	事業場内の倉庫入口約3mの高さにある単管に掛けられていたロープに宙づり状態の作業員が発見されたもの。作業員のそば、高さ1.8mの所にフォークにパレットを乗せたフォークリフトと脚立が置かれていた。倉庫入口に日除けのシートを取り付けようとしていたと考えられる。

02. 転倒

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
4	6	8～10	製造業	フォークリフト	作業員は事業場の倉庫内において、フォークリフトを使用し、木材を運搬する荷役作業を行っていたところ、何らかの原因でフォークリフトが横転し、作業員の頭部がヘッドガードと地面の間にはさまれたもの。なお、フォークに荷は積載されておらず、フォークは最上昇位置付近まで上がった状態で横転していた。
5	8	12～14	製造業	フォークリフト	作業員は荷物を積んでない状態のカウンターバランスフォークリフトを運転していた。屋外の傾斜のない直線通路にて、作業員はフォークリフトのハンドルを大きく左に切ったところ、フォークリフトの左後輪が用水路に脱輪し、フォークリフトが転倒した。作業員は機体から投げ出され、フォークリフトのヘッドガードと地面の間に頭がはさまれた。作業員はフォークリフトのシートベルトを未着用であった。
6	2	8～10	製造業	フォークリフト	事業場内の工場前の広場で最大積載荷重1tのリーチ型フォークリフトを使用してパレット等運んでいたところ、立った状態で運転していた作業員が意識を失ったようにふらつき、後方に倒れ落ち、頭部を打ったもの。
7	3	14～16	道路貨物運送業	フォークリフト	トラックの荷下ろしのため、発着場内配置のフォークリフトに作業員が搭乗し、ヤードからスロープを下り、トラック後方へ向かうとしていたところ、フォークリフトが右側に横転、運転席のフレームと地面に胸部がはさまれたもの。
8	9	10～12	農林業	フォークリフト	車両の通行の妨げになるため、作業員がフォークリフトを運転して(事業場敷地内の)下り坂を走行中にフォークリフトごと転倒して、フォークリフトの下敷きになった。なお、下り坂(最大勾配12度)を積荷のない状態でフォークリフトを運転していた。

03. 激突

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
9	7	14～16	建設業	不整地運搬車	作業員は不整地運搬車(最大積載質量990kg)を運転して土砂を運搬していた。土砂を降ろし、次の土砂を積み込むために当該不整地運搬車を後進させていたところ、太陽光パネルの架台に激突し、当該架台と不整地運搬車との間に胸部をはさまれた。

04. 飛来・落下

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
10	1	6～8	製造業	フォークリフト	フォークリフトを使用し豚の頭部が入ったステンレス製のタンクを運搬していたところ、当該タンクがフォークから外れて落下し、フォークリフトの付近にいた作業員に激突した。
11	10	8～10	道路貨物運送業	フォークリフト	事業場構内にて、重さ1.7tの空コンテナを置場に移動させるためフォークリフトで運搬していたところ、空コンテナがフォークリフトから落下し、置場で清掃作業を行っていた作業員が当該コンテナの下敷きになったもの。
12	6	10～12	商業	フォークリフト	トラックに積み込まれていた荷の積み込み位置をフォークリフトを使用して調整していたところ、荷が崩れ当該作業をトラックをはさんでフォークリフトの向かい側で誘導していた作業員に落下したものの。なお、本災害において荷は1枚約16kgの重量があるパチクルボードを60枚をまとめて取り扱っていた。

06. 激突され

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
13	9	12～14	製造業	フォークリフト	米麦の乾燥・調整・貯蔵を行う施設にて荷受け作業中、作業者は搬入トラックに載った米入りのフレコンバックを、同僚が運転するフォークリフトの爪に吊るす作業を行っていた。その後、受付伝票を事務所まで渡しに行き、作業場所に戻る途中、次の搬入トラックの荷受けのために方向転換しようと、同僚がフォークリフトを後退させた際に轢かれた。
14	2	10～12	製造業	フォークリフト	作業者ら2名は、ホタテ貝殻粉砕機の入替を終え、長手方向にずらしていたベルトコンベヤー（以下、「コンベヤー」という。）を元の位置に戻すため、同僚がフォークリフトのインナーマスト頂部の横梁にコンベヤーの上端部を載せて持ち上げながら前進して押し出すようにずらそうとしたが、コンベヤーが横ずれし、離れて合図をしていた作業者が咄嗟に駆け寄り抑えようとしたものの、コンベヤーが横転して作業者に激突したものの。
15	3	8～10	製造業	フォークリフト	作業者が工場内の合板棚からラワン合板を取り出す作業をしていたとき、他の労働者が、作業者の後方でエンジンを止めて停車していたフォークリフトの運転席に乗り込むため、エンジンを始動させたところ、フォークリフトが突然前進して作業者の背後に激突した。
16	9	4～6	道路貨物運送業	フォークリフト	2tトラック運転者の作業者はパレット積み段ボールシート配送に出る前に雨天用敷き紙（段ボールの端材）を積もうと、フォークリフト車両専用（チェーンを張り歩行者立入禁止）区画内の端材置場に行き、端材を持って戻る途中、10t車に荷積み中のフォークリフト（1.45t、同僚運転）経路を横切った時、後進中の同車に激突された。
17	8	8～10	その他	フォークリフト	作業者（派遣労働者）は倉庫にて廃棄物の選別作業を行っていたところ、廃棄物（ベッドのマットレスを細断したもの）にスプリングが含まれていたため、これらを分別する作業場所を移動中、約850kgのフレコンバックを吊り上げて運んでいたフォークリフトが作業者の後方から接近し、運んでいたフレコンバックが作業者に激突し、うつ伏せに倒れた後に、当該フォークリフトに轢かれたもの。

07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
18	12	8～10	製造業	フォークリフト	2段に積まれた被覆ブロックの型枠のうち、上段の型枠をクレーンアームのアタッチメントを取り付けたフォークリフトで吊り上げようとしたところ、型枠が滑り落ちて、作業者が型枠とフォークリフトのマストに頭をはさまれた。作業者の単独作業で、ヘルメット着用なし。
19	4	14～16	道路貨物運送業	フォークリフト	作業者はコンテナヤードにおいて、約60cmの間隔が空いたコンテナとコンテナの間でコンテナの扉を結束バンドで封鎖する作業を行っていたところ、別会社の労働者が運転するフォークリフトが、作業者に気づかずコンテナの間隔を詰めたため、コンテナとコンテナの間に作業者がはさまれたもの。なお、この作業は1か月に1回程度発生する臨時の作業であった。
20	2	22～24	道路貨物運送業	フォークリフト	作業者はフォークリフト（2.0t）を用いて荷下ろしの作業を行っていたところ、フォークリフトに荷物（高さ2.5m程度）を積載した際、貨物自動車の荷台に積載していたパレット様のものが倒れたことから、その確認を行うために貨物自動車の荷台とフォークリフトの間に入ったところ、フォークリフトが自然に動き出し、貨物自動車の荷台とフォークリフトに積まれた荷物との間にはさまれた。
21	6	12～14	港湾運送業	フォークリフト	フォークリフトを使用してトレーラーからコンテナの荷下ろし作業を行っていたところ、フォークリフトの後方にいた労働者が、後進したフォークリフトに巻き込まれたもの。

90. その他

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
22	8	16～18	建設業	フォークリフト	自社の車庫及び駐車場を建設する工事現場で使用するため、作業者は第一車庫からフォークリフトを走行させていたところ、傾斜約7度の下り坂で蛇行運転し、フォークリフトごと横転した際に、ヘッドガードと路面に胸部をはさまれた。
23	3	4～6	商業	フォークリフト	作業者はフォークリフトを使用し市場内の取引先へ商品を納品後、営業所に戻るため市場と隣接する私道を走行中、緩い右カーブでハンドル操作を誤り、右側道路脇の田んぼにフォークリフトごと転落した。作業者は当該フォークリフトの下敷きとなり胸部を圧迫された。